

四日市市上下水道局告示第17号

私道への公共下水道布設に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月18日

四日市市上下水道事業管理者 山本勝久

私道への公共下水道布設に関する要綱の一部を改正する要綱

私道への公共下水道布設に関する要綱(平成17年四日市市上下水道局告示第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私道に面する土地の権利者が <u>下水道事業受益者負担金</u>を納付することが明らかであること。</p>	<p>(布設の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私道に面する土地の権利者が <u>四日市都市計画下水道事業受益者負担金</u>を納付することが明らかであること。</p>
<p>(工事費の負担)</p> <p>第8条 管理者は、当該私道に公共下水道を布設するために必要な前条の工事施行の範囲内の工事費用(<u>下水道事業受益者負担金</u>を除く。)の負担については、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合を除き、これを求めない。</p>	<p>(工事費の負担)</p> <p>第8条 管理者は、当該私道に公共下水道を布設するために必要な前条の工事施行の範囲内の工事費用(<u>四日市都市計画下水道事業受益者負担金</u>を除く。)の負担については、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合を除き、これを求めない。</p>

第1号様式を次のとおり改める。





附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(上下水道局生活排水課)